

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)
B

(設問1)

4. (1)に~~よって~~の立場から検討する。

1 ~~まず(1)を検討する。~~ (2)から検討する。

責任刑法は、人が行為の是非を弁別し、かつその判断
断に従って行為することができると前提に、行為規範に
従うことができたのに従わなかったことと、刑罰を以て非
難するものである。そうすると、この前提である責任能力は、
犯罪にあたる行為を回避しうる最後の時点である実行行
為の開始時にこれを要し、当時において責任能力を欠く場
合には罰しない旨を定めたものが刑法39条1項となる。

本件において、ライターで着火行為をしたが、引火を撒いた
行為を実行行為と考えると、当時において甲は責任能力
を失っていたから、刑法39条1項の適用がある。

もっとも、実行行為をより早い段階にとらえることで、同項
にあたらない場合もある。すなわち、ある行為(原因行為)
によって心神喪失に至った上で、先に実行行為とした
行為(結果行為)をした場合において、原因行為と原因
心神喪失に陥った自らにあたかも道具であるかのように
利用して結果行為をするために原因行為をしたときは、
原因行為と実行行為とが同一とすることができるので、心神喪失
前の状態を前提にその責任を問うことができる。そしてこの
ときその要件は、通常の~~か~~実行の場合に、間接正犯類似性
から、原因行為~~と~~自ら~~が~~心神喪失に陥ることを認識
が加えられる。

本件では、甲は、統合失調症と原因行注射した
(原因行為)覚せい剤と統合失調症が相まって始めて
責任能力を喪失した~~おそれ~~甲は~~に~~至る意識障

書きやすい問題から書いていくという戦略は非常によいと思います。本試験では必ずしも問題の順番通りに書かないといけないわけではないので、時間を有効活用するという観点から非常に有効です(問題文に指示があるときは注意してください)。

原則論の指摘オウ
ケーです

間接正犯類似説をよく理解されていると思います。原因行為時に結果行為時点で責任無能力状態になっていることの認識の検討もばっちりです。

害にあっており、また甲は統合失調症発症の自覚もなく、
同様の意識障害の経験もないから、同注射によって
責任能力を欠く状態に至る認識があったとはいえず、
したがって、~~実行行為を原因行為と見て実行行~~
為と捉えて、39条1項の適用を回避することはできない。
~~結~~

2.(1)について、

1文目は、(2)と共通。しかし、責任は、責任能力ある状態で
の判断に基づいてなされた行為に~~対して問うことが~~
非難であるのだから、実行行為時にこれが存在することは
必ずしも要求されず、むしろ、~~犯罪行為に至ろうとする~~
最終的な意思決定のとき~~にこれを求める~~のみにこれ
を求めるべきである。そうすると、原因行為の時点で最終
的な意思決定が~~なされ~~なされていれば、~~犯罪行為~~心神
喪失の認識~~などの~~それに基づく実行行為としての
結果行為の責任を問う。したがって39条1項の適用はない。
本件において、甲は、~~注射以前に~~注射以前にガソリンの桶
や敷地への侵入などを済ませており、注射時には既に
放火を決定していたといえる。また注射は「大仕事になるか
ら頭もスッキリせよ」と思っているから、~~確定した意思~~
内容の確定な実現に向けられているといえる。そうすると、
注射の時点で甲は放火の最終的な意思決定を済ま
せており、かつその時点で甲は責任能力を喪失していな
いから、39条1項。よって、39条1項の適用はない。

同時存在原則修正
説は、原因行為時
の意思決定に故意
過失が認められる
のであれば、原因
行為と結果に一定
の因果関係があれば可罰性を肯定で
きるという見解で
すが、よく理解さ
れていると思いま
す。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

設問2

1. 乙に現住建築物放火既遂罪の共同正犯として、~~助犯~~共同正犯、単独正犯、~~ほろ助犯~~（108条、60条、62条項）が成立しないか、各検討する。

2. 共同正犯

共同正犯は、共犯間の相互利用補充関係に於いて犯罪が~~実行~~実行されることを本質とするところから意思連絡を要する。しかし本件では、甲は乙が共働力すると思っていなかった。したがって、甲と乙は共同正犯に成り立たない。

3. ~~共同正犯~~ 単独正犯

甲乙及び乙の乙と、他に人はいないが、他の警備員の配置が別の日時にはいるから、なお現住建築物に解かれない。したがって、~~甲~~ 108条を検討する。

~~甲は乙に共働力する~~ 乙に作為がないから、不作為による放火が問題となる。

不作為犯は、作為がないにも拘わらず ~~罰~~ 罰しようというもののから、作為義務の違反によって、作為による犯罪と同価値の反規範性が基礎づけられなければならない。

乙の作為義務について、乙は建物警備の仕事を帯びる警備員であって、災害その他何らかの理由によって火災が起きたり、又はそのおそれのあるときは、通報その他の措置をとることが契約上求められていた。また、建物はそのような契約のもとに、実質的に乙の管理に全面的に委ねられていた。当時、

したがって、乙は、火災を防止し、火災の防止のために通報その他の措置をとる義務を負っていた。

ばっちりです

間違いではないですが、理由付けがすこし抽象的かと思いましたので、「作為と同視でき、かつ、不可能を強いないような不作為にのみ処罰範囲を限定する」などと書いておけばよいです

3 ページ
裏面へ

①

誰にも知らず乙は見てみぬふりをし、
また、なお、乙は、甲を止めろとすることはできたので
作為義務は肯定される。

乙は見てみぬふりをし、焼酎し。

5 おと成量。

なお、とめ

個人的に実力で
甲を止めること
はできたと認定
するのは乙にと
って酷かなと思
いましたので、
通報等をしなか
った点に作為義
務違反を求める
のが妥当かなと
思います
なお、時間管理
には注意してく
ださい